

## 防府市スポーツ協会共催及び後援名義等の使用承認に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、防府市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）がスポーツ協会以外のもの  
の行う事業について、共催及び後援名義等（以下「共催名義等」という。）の使用を承認することに関  
し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において事業とは、防府市における体育の向上普及に寄与する事業での次の各号に該  
当しないものとする。

- (1) 法令の規定並びにスポーツ協会の運営方針に反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 政治的、宗教的目的を有するもの
- (4) 営利的目的を有するもの

(共催の基準)

第3条 スポーツ協会において共催する事業は、次の各号の一に該当するものとし、事業の企画及び運  
営に参画し、当該事業についての責任の一部を負担するものとする。

- (1) スポーツ協会において当該事業に係る予算措置を行っている事業で、当該事業の実施に職員が直接  
関与するもの
- (2) 国、県、市又は公共的団体が主催する事業で、当該事業の実施に職員が直接関与するもの
- (3) そのほかスポーツ協会において共催する必要があると会長が特に認めるもの

(後援の基準)

第4条 スポーツ協会において後援する事業は、次の各号の一に該当するものとし、事業の趣旨に賛同  
し、当該事業の開催について協力するものとする。

- (1) スポーツ協会において当該事業に係る予算措置を行っている事業
- (2) 国、県、市又は公共的団体が主催する事業
- (3) 加盟団体が行う事業
- (4) その他スポーツ協会において後援する必要があると会長が特に認めるもの

(推薦の基準)

第5条 スポーツ協会において推薦する事業は、事業の趣旨に賛同し、当該事業の開催について会長が  
特に必要があると認めたものとする。

(申請手続)

第6条 共催名義等の使用承認を申請しようとするものは、防府市スポーツ協会共催・後援・推薦承認申  
請書を事業開催前14日前までに、スポーツ協会に提出しなければならない。

第7条 スポーツ協会は、前項の申請書を受理し、この基準に適合している場合は承認書を交付するも  
のとする。

附則 この基準は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この基準は、令和2年4月1日から実施する。